

第 4 号議案

「役員報酬の総額について」の改正について

役員報酬の総額については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 89 条及び第 105 条並びに定款第 27 条第 1 項の規定により、総会において定めることとされているが、役員報酬の支給実績及び物価変動等を考慮して理事の報酬総額を改定するとともに、規定の整備を図るため、「役員報酬の総額について」を改正するものである。

1 「役員報酬の総額について」の改正（案）

現 行	改正案（下線部が改正箇所）
<p>役員報酬の総額について</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日施行</p> <p>公益社団法人千葉県看護協会の役員報酬等の総額の上限を <u>35,000,000 円</u> とする。</p> <p><u>現行の報酬額が世間一般の水準及び協会の運営状況を勘案し、公益認定要件に照らして、適正妥当な範囲にあると判断した結果、役員報酬総額を下記のとおりとする。</u></p> <p>1 理事の報酬等の 1 年間の総額の上限を次のとおりとする。 理事の報酬等 <u>34,000,000 円</u> ①常勤理事（報酬年額、退職金） 29,000,000 円 （内訳）会長 1 名、専務理事 1 名、常任理事 3 名 ②常勤理事以外の理事 <u>5,000,000 円</u></p>	<p>役員報酬の総額について</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日施行 <u>令和 6 年 6 月 20 日改正</u></p> <p><u>公益社団法人の役員報酬については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 13 号において、「民間事業者の役員等の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。」とされている。</u></p> <p><u>当協会では、公益法人に移行した平成 24 年に役員報酬の総額を定めたが、その後の役員報酬の支給実績及び物価変動等を考慮して、役員報酬の総額を下記のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 理事の報酬の 1 年間の総額の上限を次のとおりとする。 理事の報酬 <u>39,000,000 円</u> ①常勤理事（本給、調整額、退職手当） （内訳）会長 1 名、専務理事 1 名、常任理事 3 名 ②非常勤理事（日額報酬）</p>

<p>(内訳) <u>理事 16 名</u> <u>(総会、理事会等の会議及び行事へ出席をした場合、一人 1 日あたり、10,000 円を上限とする。)</u></p> <p>2 <u>監事の報酬等の 1 年間の総額の上限を次のとおりとする。</u> <u>監事の報酬等 1,000,000 円</u> (内訳) <u>監事 (非常勤) 3 名</u> <u>(監査 年 2 回 1 回 100,000 円、</u> <u>会議等出席等 1 回あたり 10,000 円)</u></p>	<p>(内訳) 16 名</p> <p>2 監事の報酬の 1 年間の総額の上限を次のとおりとする。 <u>監事の報酬 (日額報酬) 1,000,000 円</u> (内訳) 3 名</p>
--	--

【参考】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）（抄）

（理事の報酬等）

第 89 条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

（監事の報酬等）

第 105 条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2 監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について定款の定め又は社員総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。

3 監事は、社員総会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。

○国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト（公益法人 information 問V-6-①）

理事によるお手盛りを防止するという一般社団・財団法人法の趣旨からは、定款又は社員総会若しくは評議員会においては、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないと解されます。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（抄）

（公益認定の基準）

第 5 条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

13 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。